

平田村ちょこっと助け隊会則

(目的)

第1条 この事業は、住民主体のボランティア活動を展開することにより、高齢者等をみんなで見守り、支え合い住み慣れた地域で安心して暮らせる「村づくり」を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 このボランティア団体の名称は「平田村ちょこっと助け隊」とする。

(事務局)

第3条 この団体の事務局は、平田村地域福祉センター内（平田村社会福祉協議会）に置く。

(役員を選出及び職務)

第4条 この団体に次の役員を置く。

(1) 代表1名

(2) 副代表1名

2 役員は総会において平田村ちょこっと助け隊員（以下、助け隊員という。）の中から選出する。

3 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 代表は会務を総理する。

(2) 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるときはその職務を代理する。

4 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 役員に欠員が生じた場合の後任の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条の2 本会は年1回総会を開催し、次の事項について協議決定する。代表が必要と認めるときは臨時に総会を開催することができる。

(1)事業計画に関すること。

(2)助け隊活動に関する情報交換に関すること。

(3)研修の実施に関すること。

(4)その他、会の運営に必要と認める事項。

2 代表は、必要に応じ会議を招集し、会の運営に際しては議長の職務を行う。

(申込及び登録)

第5条 助け隊員として活動しようとする者は、代表に平田村ちょこっと助け隊員登録申込書（様式1）を提出するものとする。

2 代表は、前項の申し込みがあった者について、次の各号の要件を満たす場合、助け隊員として登録するものとする。

(1) ボランティア養成講座等を受講した者

(2) 各種研修会等に継続的に参加できる者

(3) ボランティア活動への意欲と熱意があり、かつ継続的に活動が可能である者

(4) その他、代表が適当と認める者

3 助け隊員の支援を希望する者は、平田村ちよこつと助け隊利用会員登録申請書(様式2)を提出する。

(活動内容)

第6条 助け隊員活動内容は、次のとおりとし、当活動の有償、無償の詳細は(別表1)に定めるものとする。

- (1) 見守り訪問
- (2) 希望者宅に訪問し傾聴
- (3) 各家事支援
- (4) 買物等の付き添い支援
- (5) 各集会所等で開催されるサロンへの支援
- (6) サロンでの介護予防運動の支援
- (7) 認知症カフェの支援
- (8) その他高齢者等のニーズに合った支援

(活動対象者)

第7条 助け隊員活動を利用することができる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 村内に住する一人暮らしの高齢者
- (2) 介護保険要支援認定者及び介護予防・生活支援サービスの事業対象者
- (3) 高齢者世帯
- (4) その他支援を必要とする者

(活動時間)

第8条 助け隊員の活動時間は、概ね8時から17時までとする。

(利用料)

第9条 活動に係る利用料は次のとおりとし、詳細は(別表2)に定めるものとする。
また、利用料は現金とし活動終了後利用者より受け取ることとする。

(記録)

第10条 助け隊員が活動をしたときは、平田村ちよこつと助け隊活動日誌(様式3)に記録をする。

2 有償ボランティア活動については、平田村ちよこつと助け隊活動報告書(様式4)に記録をし、利用会員、事務局、助け隊員で保管をする。

(服務)

第11条 活動の際は身分を証明する名札を着用する。また、清潔な身だしなみに心がける。

(守秘義務)

第12条 助け隊員は、その活動にあたって次の事項を遵守する。

- (1) 活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、活動の目的以外に使用しないものとする。

(2) この活動により知り得た個人情報については、助け隊員を退会した後も漏らしてはならない。

(補償制度)

第13条 助け隊員として登録した者は、ボランティア活動保険に加入する。

(退会)

第14条 助け隊員は、自己の都合により退会しようとするときは、代表にその旨を申し出るものとする。

2 代表は、助け隊員が本会則に違反した場合は退会させることができる。

(その他)

第15条 この事項に定めるもののほか、活動に関し必要な事項は、その都度代表が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成29年12月22日から施行する。
2. この会則は、平成30年 4月10日から施行する。
3. この会則は、令和 2年 6月16日から施行する。

別表1 (第6条関係)

無償ボランティア	有償ボランティア
見守り支援 傾聴（話し相手） 認知症カフェの支援 その他の支援 ・単発的なゴミ出しや電球の交換、 生活必需品の買い物など	家事支援 ・調理 ・衣類等の洗濯 ・住居等の掃除・整理整頓 ・庭先の雪かき（1時間以内） ・草取り（1時間以内） 付き添い支援 ・買物等の支援（運転含む） ・サロンへの参加支援（運転含む）

別表2 (第9条関係)

時 間	利用料金
30分～1時間	400円
1時間～1時間30分	600円
1時間30分～2時間	800円